

適性診断（特定）受診促進助成事業について

会員が、運転者に適性診断（特定：初任、適齢）を受診させた場合、助成を行います。
助成は、診断実施機関（自動車事故対策機構、おんが自動車学校、新西海自動車学校）と締結する覚書に基づき、受診に要する費用の一部を協会から診断実施機関へ直接支払います。

助成対象	新たに採用した運転者に初任診断を、65才以上の運転者に適齢診断を受診させた会員事業者
申請期間	令和7年4月1日（火）～令和8年3月19日（木）（受診期限）
助成金額	受診料の一部（3,800円）を助成します。 ※受診料は4,800円ですので、残る1,000円は事業者負担となります。
申請方法	①受診の申込み 診断実施機関へ各機関が定める申込方法により受診予約を行って下さい。 その際、協会員である旨申告して下さい。 ※申告しなかった場合は助成対象となりません。 ②予約日に受診の際、その窓口で事業者負担分（1,000円）をお支払下さい。
注意点	申請の対象となる運転者は、事業用自動車の運転者として選任された者となります。

適性診断（特定）受診促進助成金交付要綱

平成25年5月14日制定

令和2年3月19日一部改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会（以下「協会」という。）に所属する会員事業者（以下「会員」という。）に採用された運転者の運転適性診断の受診促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

（適性診断の種類）

第2条 貨物自動車運送事業法輸送安全規則第10条第2項による初任診断及び適齢診断を対象とする。

（助成対象者）

第3条 会費の滞納がない会員により事業用貨物自動車の常時選任運転者として採用された者。

（助成金額）

第4条 助成金の額は、下表によるものとする。

適性診断の種類	助成金額
初任診断	3,800円
適齢診断	3,800円

（予算額）

第5条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

（実施期間）

第6条 当該年度における実施期間は別に定めるものとする。

（受診料の助成）

第7条 助成の実施にあたっては、適性診断実施機関と締結する覚書に基づき実施する。

（附則）（平成25年5月14日）

第1条 本要綱は平成25年5月14日より施行する。

—省略—

（附則）（令和7年3月17日）

第1条 本要綱は令和7年4月1日より施行する。